

会 則

碧南市臨海工業地帯防災連絡協議会

碧南市臨海工業地帯防災連絡協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、碧南市臨海工業地帯防災連絡協議会という。

(目的)

第2条 この会は、碧南市臨海工業地帯（以下「工業地帯」という。）を構成する各事業所間におたる防災問題に関する連絡協議並びに相互協力体制を確立し、工業地帯における保安確保に資することを目的とする。

(事務局)

第3条 この会の事務局は、衣浦東部広域連合碧南消防署内に置く。

(事業)

第4条 この会は、第2条の目的を達成するために次の事業活動を行う。

- (1) 工業地帯における災害防止のための連絡、調整及び検討に関すること。
- (2) 緊急時における相互援助に関すること。
- (3) 災害予防に対する消防力の強化、資器材の備蓄及び整備に関すること。
- (4) 碧南市と事業所間における協力に関すること。
- (5) 共同訓練に関すること。
- (6) 各事業所の危険物等の貯蔵状況の資料交換に関すること。
- (7) その他、この会の目的達成に必要なこと。

第2章 組織

(会員)

第5条 この会の会員は、工業地帯に所在する事業所とする。

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 25名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員を選出)

第7条 役員の選出方法は、会長、副会長、理事及び監事を会員の中から、総会において選出する。

(会長の任務)

第8条 会長は、この会を代表し会務を統轄し会議の議長（第15条の運営委員会の議長を除く。）となる。

(副会長の任務)

第9条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(理事の任務)

第10条 理事は、会務に従事する。

(監事の任務)

第11条 監事は、会務の状況及び会計を監査する。

(顧問)

第12条 この会に顧問若干名を置くことができるものとし、役員会において推薦する。

(任期)

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員の任期満了後であっても後任者が就任するまではその職務を行う。

(書記)

第14条 この会の庶務、会計等の事務を行うため書記を置くことができる。書記は、会長がこれを委嘱する。

第3章 会議

(会議)

第15条 この会の会議は、総会、役員会及び運営委員会とする。

(総会)

第16条 総会は、会員の過半数をもって構成し、年1回開催する。ただし、会長又は役員会が必要と認めたときは、臨時に総会を招集することができる。

(総会の付議事項)

第17条 総会の付議事項は、次のとおりとする。

(1) 事業計画及び予算

(2) 前年度の事業報告並びに会計報告

- (3) 会則の変更
- (4) その他必要な事項
(役員会)

第18条 役員会は、必要に応じて会長が招集し、次の事項について協議検討する。

- (1) 第4条に規定する事項で異例なもの
- (2) 総会に提出すべき議案
- (3) 総会の議決を要するもので急施を要し、会長が総会を招集するいとまがないと認め
た事項
- (4) 総会の議決を要するもので、その委任を受けた事項
- (5) その他会長が必要と認めた事項
(運営委員会)

第18条の2 運営委員会は、次の事項について協議検討する。

- (1) 第4条に規定する事項で定例的なもの
- (2) 事業計画に基づく事業の実施細目
- (3) 役員会から委任を受けた事項

2 運営委員会の委員は、役員が属する事業所の従業員のうちから当該役員が指名する。
ただし、適当な理由があるときは、当該役員が兼任することができる。

3 運営委員会に委員長1名及び副委員長3名を置き、それぞれ、会長又は副会長が属す
る事業所の委員をもってあてる。

4 委員の任期及び運営委員会の運営については、役員又は役員会の例による。
(表決)

第19条 各会議の議事は、出席者の過半数をもって表決し、可否同数のときは議長の決
するところとする。

第4章 経費

(経費)

第20条 この会の運営に必要な経費は、会費、寄付金等をもってこれにあてる。
(会費)

第21条 会費は年額とし、別に定める会費徴収規程により徴収する。
(会計年度)

第22条 この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(簿冊)

第23条 この会に次の簿冊を備え会務を記録する。

- (1) 役員名簿
- (2) 会員名簿
- (3) 金銭出納簿
- (4) 会議書類綴

(施行細則)

第24条 この会則に定めるもののほか、施行上必要な細則事項については、役員会の議決により、別にこれを定める。

附 則

この会則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年4月19日議決)

第6条(2) 副会長2名を3名に改める。

この改正会則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年5月18日議決)

第6条(3) 理事若干名を25名以内に改め、(4) 監事若干名を3名以内に改める。

この改正会則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年4月21日議決)

第18条の2 (運営委員会) の規定を追加する。

この改正会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月25日議決)

第3条の碧南市消防本部内を衣浦東部広域連合碧南消防署内に改める。

この改正会則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月26日議決)

第7条 (役員を選出) の規定を改める。

この改正会則は、平成29年4月1日から施行する。